

平成23年4月1日制定

## 競争入札参加資格の所在地区分について

入札等において参加資格条件としている競争入札参加資格の所在地区分（市内・準市内・市外）は、次のとおりです。

### (1) 【市内】

横須賀市内に登録上の本店等を有する者

組合の場合は、上記に加え横須賀市内に登録簿上の本店等を有する組合員が3人以上で、全組合員の過半数であること。

### (2) 【準市内】

市外に本店がある事業者のうち、①②③のいずれかの要件に該当する者

- ① 本市に事務所、事業所又は寮などを有し、法人市民税の滞納がないこと。
- ② 事業者が特別徴収の手続きにより、次に掲げる人数以上の市民税を本市に納めていること。  
(申請月の特別徴収対象者が次に掲げる人数以上であることを含む。)  
工事請負：6人      業務委託：3人      物件調達：2人
- ③ 事業者が特別徴収の手続きにより、障害者控除の適用を受けている者1人以上の市民税を本市に納めていること。(障害者控除の適用を受けている申請月の特別徴収対象者が1人以上であることを含む。)

※ 要件②③の特別徴収とは、地方税法第321条の3第1項に規定する、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収のことです。

※ 要件②③において、市民税非課税者であること等により、納入額がない特別徴収対象者（市から送付されている特別徴収税額の決定・変更通知書の中で特別徴収対象者として記載されている者）については、当該要件を満たすための人数に含めることができます。

※ 要件②については、工事請負要件の6人を満たせば、業務委託と物件調達も併せて申請することができます。

※ 要件③における障害者控除とは、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除のうち、本人障害者控除（特別徴収対象者本人が障害者であること。）のことです。

※ 要件③については、1人でも該当者がいれば、すべての業種で申請することができます。

### (3) 【市外】

上記以外の者

平成24年4月1日改正